官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（三九八）　二
○令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三九九）
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（四〇〇）
〔法規的告示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に関し定める件（経済産業一七四）　三
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一八三五）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二六六、二六七）
○都市計画に関する件（関東地方整備局二四二～二四四）
○道路に関する件（九州地方整備局二三二）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三百九十八号）（法務省）

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行期日は、令和八年一月十五日とする。　三

◇令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三百九十九号）（内閣府本府）　六

1　令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）　六

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）　七

(1)　東京都八丈町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等　七

(2)　東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例　八

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）　八

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第四百号）（防衛省）　九

1　裁決の公示の方法による送達の電子化

懲戒処分等の審査請求に対する裁決の公示の方法による送達について、現行の防衛省の掲示場に掲示して行うことに加え、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置により行うことを定める。（第八十一条第三項関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に伴い必要となる経過措置について定める。（附則第二項関係）